

文化財

市指定文化財「旧忍町信用組合  
店舗」の移築及び活用は適切か

三宅 盾子  
(まちを住みよくなる会)

**問** 「文化財保護指定」  
(平成28年12月指定)の  
経緯

平成25年10月28日に、  
旧忍町信用組合店舗の調  
査の実施と文化財指定に  
ついて文化財保護審議会  
から提言されたところ。

しかし、そのことが全く  
会議録に記載されていな  
いが、なぜか。

**答** 調査結果は、28年度  
の第1回文化財保護審議  
会で口頭で報告している。

**問** 文化財は、その場に  
保存してこそ意味がある。  
移築の必要があるのか。

**答** 元の場所が望ましい  
が、所有者が他の場所での  
活用を望んだため、水  
城公園の東側に移築する。

**問** 類似施設の問題

文化財施設は、予算約1  
億2184万円で水城公  
園東側へ移築・改修し、  
カフェ、子育て施設、観  
光案内に活用ということ。  
しかし、「きつぷらざ

あおい」「なごみ」等の

子育て施設が存在、バス  
ターミナルには観光案内  
所が存在。カフェも行田  
市駅周辺等に存在。近く  
に類似の施設をつくって  
どうするのか。

**答** 忍城址や足袋蔵めぐ  
りの際にも休憩できるカ  
フェとして利用され、ま  
ちなかの活性化を図る。

**問** 施設の運営

市の負担や援助でカフェ  
を開くのか。

**答** 人件費、維持管理費  
等は、委託運営する団体  
独自の収益の中で対応。

**問** 「行き当たりばった  
りの計画」であり、予算  
執行すべきでないが。

**答** 事業のほうは粛々と  
進めていく。

●デマンドタクシー

**問** 市内移動距離による  
利用者負担の最高額が2  
千円。軽減が図れないか。

**答** 長い距離移動は循環  
バス等公共交通の利用を。

交通指導員

現状と今後の募集について

江川 直一  
(公明党)

**問** 私が初めての一般質  
問で取り上げてから2年、  
小学校区に一人以上の交  
通指導員の確保を目標と  
してきたが、現在の人数  
年齢構成はどのようか。

**答** 年齢構成は40代3名、  
50代2名、60代4名、70  
代2名の計11名である。

**問** 今までと同じ募集方  
法では現状は変えられな  
い。例えば市報において  
枠の拡大や掲載位置、毎  
号掲載等、募集方法を見  
直す考えはないのか。

**答** ホームページへ常時  
掲載、市報へ年数回の掲  
載に加え、全小学校及び  
PTA、指導員がいない  
小学校区の自治会連合会  
へ推薦を依頼している。

また、職員による勧誘  
を随時行っている。

**問** 立哨指導や交通安全  
教室は継続すべきだが、  
両方を職務とする交通指  
導員はハードルが高い。  
職務の分割、報酬の見直

し等の考えはあるか。

**答** 交通安全教育には、  
知識や経験、最新の道路  
交通法への対応が必要で  
あることから、分割は難  
しい。今後研究していく。

●観光行政について

**問** さきたま古墳、忍城  
址、古代蓮の里等の観光  
資源により、多くの方が  
訪れているが、民間の利  
益につながるのではない。  
観光スポット周辺のお店  
紹介を含めたガイド等は  
あるか。また、観光協会  
の民営化はできないか。

**答** ガイドは色々あるが、  
お店を紹介するものは選  
者に課題があるため作成  
していない。SNSを活  
用した観光周遊アプリを  
開発中で、来訪者の回遊  
性の向上ときめ細やかな  
観光案内を目的とし、様  
々な情報を盛り込む予定  
である。民営化は現状を  
検証しつつ必要性を見極  
めたい。

共生社会

聴覚障がい者にやさしい市政

香川 宏行  
(新政策研究会)

**問** 窓口における対応は、  
市役所及び約半数の  
出先庁舎等の施設入口や  
窓口で筆談での対応をお  
知らせする「耳マーク」  
を掲出し、対応している。  
また、筆談と合わせて口  
元を見せ、口話を意識し、  
口の動きを大きくするな  
ど来訪者に合わせた対応  
に努めている。

**問** 昨年12月1日、一般  
財団法人全日本ろうあ連  
盟が「手話マーク」「筆  
談マーク」を策定し、こ  
のマークを国際標準マー  
クとして普及を図りたい  
としている。掲出の考え  
はあるか。

**答** 現時点で「耳マーク」  
が一定の認知を得ている  
と考えている。今後、当  
事者団体等の意見を聞き  
ながら検討していく。

**問** 団体等からの情報提  
供前に対応できないか。

**答** 全国統一のマークと  
なることから、できる限

り「手話マーク」「筆談  
マーク」の使用を検討し  
ていく。

**問** 本市には手話通訳が  
できる職員はいるのか。

**答** 手話のできる職員は  
いるが、事務職として業  
務に従事している。通訳  
者として手話業務を担っ  
ている職員はいない。

**問** 筆談の対応中に手話  
の希望があった場合、ど  
う対応するのか。

**答** 筆談等の対応で、コ  
ミュニケーションを図る  
ことが難しい場合、手話  
のできる職員が来庁者対  
応できるようにしてい  
きたい。

**問** 本市において、手話  
言語条例の制定の考えは  
あるか。

**答** 埼玉県の手話言語条  
例の規定内容を踏まえる  
とともに、聴覚障害者の  
会を初めとする関係団体  
の意見を聞きながら検討  
していきたい。